

会長専決事項の処理について

災害対策基本法第 42 条に基づく、市町防災会議からの市町地域防災計画の修正報告について、内容を確認したところ、特に、県の防災計画に矛盾・抵触するものではなかった。

兵庫県防災会議運営規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり会長専決処分を行ったので、同第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 6 年 11 月 1 日

兵庫県防災会議 会長代理 服部 洋平

記

1 市町地域防災計画の修正についての意見に関する事項

市町名	日付	件名
姫路市	令和 5 年 10 月 13 日	左記計画の修正に係る意見について
猪名川町	令和 5 年 11 月 1 日	左記計画の修正に係る意見について
宝塚市	令和 5 年 11 月 1 日	左記計画の修正に係る意見について
豊岡市	令和 5 年 12 月 13 日	左記計画の修正に係る意見について
川西市	令和 5 年 12 月 25 日	左記計画の修正に係る意見について
播磨町	令和 6 年 4 月 2 日	左記計画の修正に係る意見について
香美町	令和 6 年 4 月 8 日	左記計画の修正に係る意見について
加古川市	令和 6 年 10 月 9 日	左記計画の修正に係る意見について

【参考】災害対策基本法（抜粋）

第四十二条（市町村地域防災計画）

（略）

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。